

海上自衛隊訓令第19号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、音楽隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和31年5月15日

防衛庁長官 船 田 中

音楽隊の編制に関する訓令

第1条 音楽隊の長は、音楽隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、2等海佐、3等海佐又は1等海尉をもつて充てる。

3 隊長は、防衛大臣又は地方総監の指揮監督を受け、音楽隊の隊務を統括する。

4 音楽隊に、副長1人を置くことができる。

5 副長は、隊長の命を受け、事務を整理し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、隊長の職務を行う。

第2条 東京音楽隊に、次の3科を置く。

総務科

音楽科

教育科

2 横須賀音楽隊、呉音楽隊、佐世保音楽隊、舞鶴音楽隊及び大湊音楽隊に、それぞれ次の2科を置く。

総務科

音楽科

第3条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 文書に関すること。

(2) 隊員の人事に関すること。

(3) 音楽隊の諸施設の管理保全に関すること。

(4) 警衛に関すること。

(5) 隊員の給養に関すること。

(6) 金銭及び物品の取扱いに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、音楽隊の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関すること。

第4条 音楽科においては、演奏に関する業務を行う。

第5条 教育科においては、音楽に関する教育訓練を行う。

第6条 科に科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

第7条 隊長は、音楽隊の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

第8条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和31年6月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第14条)

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則 (昭和49年4月10日海上自衛隊訓令第14号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条) (抄)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則 (昭和54年4月4日海上自衛隊訓令第11号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条)

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則 (平成2年6月8日海上自衛隊訓令第15号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日海上自衛隊訓令第24号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第75条) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。